

## 議事要旨(2) 連結・特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結・特別目的会社専門委員会では、2011年8月に公表されたIASBの公開草案「投資企業」に対するコメント案の検討を行っており、本日は当公開草案の概要説明を行い、12月21日の本委員会にてコメント案について審議されたい旨の説明がなされた。これを受けて、高橋専門研究員より、審議事項(2)に基づいて、IASB公開草案「投資企業」の概要について説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、親会社の連結財務諸表上の会計処理について、子会社である投資企業における会計処理を引き継がないことには違和感があり、その根拠として挙げられている濫用の可能性に対する懸念については、投資企業の適格要件によって対処すべきものであろうとの意見があった。また、別の委員からは、親会社による引継ぎを一律に認めないとする背景についても質問があった。これに関連して、あるオブザーバーからは、こうした取扱いは、親会社が連結を避けるために形式的に投資企業を用いることを懸念してのものであろうとの意見があった。事務局からは、IASBの公開草案の中では親会社への会計処理の引継ぎがより有用な情報を提供する可能性があることを認める記述もあるものの、投資企業を容易に設定できる可能性のあるコングロマリットのような状況について懸念を示していた旨の回答があった。

ある委員より、当公開草案を日本に適用した場合、投資企業に該当するような企業はどの程度存在するのか、との質問があった。これに対し、事務局より、一般的には、例えば、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンド、ミューチュアルファンド等が想定され、IASBの資料にも見られるが、日本において、同様の企業でも、投資企業の適格要件（資金のプールや公正価値管理の要件）から、必ずしも公開草案の提案する企業に該当しない可能性もあるとの説明があった。

新井副委員長より、11月1日に開催されたIASB定期協議での本公開草案についての議論の経緯について説明があった。また、本公開草案のコメントの方向性として、本公開草案は原則のないルールベースの基準となる懸念があるため、基本となる考え方を明示した上でそれに応じた要件を定めるべきである旨、及びその基本となる考え方としては、資本増価や投資収益を目的とした明確な出口戦略があることと、投資の成果について公正価値管理していることを主張することを検討している旨の発言があった。

以上